

●香川県広域水道企業団監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年5月22日

香川県広域水道企業団監査委員 石 垣 佳 邦
同 武 田 宏 之

1 監査対象機関

観音寺事務所
東かがわ事務所
三豊事務所
三木事務所
宇多津事務所
綾川事務所
琴平事務所
多度津事務所
まんのう事務所

2 監査対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月末日まで

3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指摘事項	水道料金の徴収に係る釣銭について、私費で立替えを行っていた。（東かがわ事務所）	小払資金等交付申請書を作成の上、財務課に申請し、直ちに、私費による立替えを改めた。現金は事務所金庫にて保管するとともに、受払簿を作成し、終業時に受払簿の内容及び残額を確認した上で、事務所長の確認決裁を受けることとした。 今後は、公金の適正管理を徹底するよう、職員を指導した。
指導事項	業務委託契約等において、収入印紙が貼付されていない又は貼付すべき金額が誤っている契約書を受領していた。（観音寺事務所）	収入印紙の金額が不足する案件については、契約相手方に連絡し、直ちに不足分の収入印紙の貼付けを行った。 収入印紙の金額が過剰になっている案件については、契約相手方に連絡し、適正な金額の収入印紙を貼り付けるよう指導を行った。 再発防止のため、職員に制度の周知を図るとともに、契約書の印紙税額について、印紙税額一覧表を用いた案件ごとの確認を徹底する。
	郵便切手類（駐車券等の金券を含む。）の保管枚数と、郵便	不一致を確認の上、不一致の原因を文書で記載し、直ちに当該受払簿を改めた。

<p>切手受払簿の枚数に不一致があった。(東かがわ事務所)</p>	<p>今後は、再発防止のため、担当職員による確認を徹底し、毎月月末に事務所長の確認決裁を受けることとした。</p>
<p>業務委託契約等において、収入印紙が貼付されていない又は貼付すべき金額が誤っている契約書を受領していた。(東かがわ事務所)</p>	<p>アからウまでの契約において、契約書に貼付すべき収入印紙の金額が誤っていたことから、直ちに、担当者による当初、変更それぞれの契約書に貼付された収入印紙の金額の確認を実施し、不足分について契約相手方に連絡の上、追加の貼付けを行った。</p> <p>貼付された収入印紙の金額が過剰の場合は、契約相手方に連絡し、適正な金額を貼り付けるよう指導を行った。</p> <p>今後は、職員に制度の周知を図るとともに、契約書の印紙額一覧表を作成し、職員全員への配付を行い、再発防止に努める。</p> <p>ア 平成30年度国道11号バイパス(国道318号白鳥)配水管布設工事請負契約 イ 平成30年度市道水入田高田線配水管布設替工事請負契約 ウ 平成30年度量水器取替業務委託契約</p>
<p>業務委託契約等において、収入印紙が貼付されていない又は貼付すべき金額が誤っている契約書を受領していた。(三豊事務所)</p>	<p>アからウまでの契約において、契約書に貼付された収入印紙の金額が過剰になっていたことから、直ちに契約相手方に対し適正な金額の収入印紙を貼り付けるよう指導を行った。</p> <p>今後は、職員に制度の周知を図るとともに、担当職員による収入印紙の確認を徹底する。</p> <p>ア 三野町消火栓移設工事請負契約 イ 三野町市道上条線配水管布設替工事請負契約 ウ 三豊市詫間地区漏水調査業務委託契約</p>
<p>業務委託契約等において、収入印紙が貼付されていない又は貼付すべき金額が誤っている契約書を受領していた。(三木事務所)</p>	<p>アからウまでの契約において、契約書に収入印紙が貼付されていなかったことから、契約相手方に連絡し、直ちに不足分の収入印紙の貼付けを行った。</p> <p>収入印紙の金額が過剰になっている案件については、契約相手方に連絡し、適正な金額の収入印紙を貼り付けるよう指導を行った。</p> <p>今後は、職員に制度の周知を図るとともに、担当職員による収入印紙の確認を徹底する。</p> <p>ア 緊急井戸等に関する賃貸借契約</p>

	<p>イ 簡易水道施設に関する契約</p> <p>ウ メーター位置情報に関する契約</p>
<p>単独随意契約を行った案件について、業者選定理由が明らかでないものがあった。(綾川事務所)</p>	<p>当該案件については、過去に施行実績があることを理由に単独随意契約を行っていたが、直ちに、具体的な業者選定理由を追記した。</p> <p>今後は、業者選定理由を明らかにした上で、契約締結事務の適正な執行を徹底する。</p>
<p>業務委託契約等において、収入印紙が貼付されていない又は貼付すべき金額が誤っている契約書を受領していた。(琴平事務所)</p>	<p>収入印紙が貼付されていない委託契約書について、契約相手方に連絡し、直ちに収入印紙の貼付けを行った。</p> <p>今後は、職員に制度の周知を図るとともに、書類等の確認を徹底する。</p>
<p>単独随意契約を行った案件について、業者選定理由が明らかでないものがあった。(多度津事務所)</p>	<p>業務委託契約の一部に、単独随意契約の業者選定理由が明記されていなかった案件について、直ちに、具体的な業者選定理由を追記した。</p> <p>今後は、選定理由を明らかにした上で、工事施行等審査会に諮る等、選定過程も明確にした契約の実施を徹底する。</p> <p>なお、随意契約の実施に当たっては、香川県広域水道企業団契約規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号。以下「規程」という。)第48条の規定により、適正な事務の執行を徹底する。</p>
<p>釣銭用の小口現金の管理について、受払簿が設置されていなかった。(まんのう事務所)</p>	<p>直ちに受払簿を設置し、現金の出入についてその都度記録するよう、取扱いを改めた。</p> <p>月末に、所長による残高確認を行うこととした。</p>
<p>単独随意契約を行った案件について、業者選定理由が明らかでないものがあった。(まんのう事務所)</p>	<p>起案時に、案件が規程第48条各号のいずれかに掲げる要件に該当するか否かを確認するよう、全職員に再度周知した。</p> <p>今後は、業者選定理由を明らかにした上で、契約締結事務の適正な執行を徹底する。</p>